明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**七）　一
○調理師法施行規則の一部を改正する省令（**同**八）　三

〔告　示〕
○厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件（**厚生労働**一四）　五
○令和七年度技能検定実施計画を定める件（**同**一五）　七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　五一
会社その他
会社決算公告　五五

省令

○厚生労働省令第七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四項並びに第四十七条第一項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿